

● 減価償却について

事業に用いる建物や器具備品などの資産は、時間の経過や使用によりその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といい、その取得価額は使用可能期間（耐用年数）に分けて必要経費（減価償却費）となります。

必要経費となる金額は以下の通りです。なお、取得価額は通常1単位として取引されるその単位ごと、またそれが単独で機能しうるかにより判断します。

区分	損金処理
使用可能期間が1年未満	取得時に全額が必要経費
取得価額が10万円未満	取得時に全額が必要経費
取得価額が10万円以上20万円未満 ※	3年間で均等に必要経費（年割り）
取得価額が20万円以上 ※	その資産の法定耐用年数で分けて必要経費（月割り）
※特例 青色申告者で平成26年3月31日までに取得し、 取得価額が10万円以上30万円未満	年間合計300万円までは、 取得時に全額が必要経費

減価償却の方法には定額法、定率法等があり、以下の通りとなっています。いずれも法定耐用年数で全額が必要経費となりますが、定額法は均等に償却計算されるのに対し、定率法は当初は大きく後半は小さくなります。なお、法定償却方法は事前申請により変更することができますが、建物・無形固定資産は定額法のみとなっています。

方法	償却費の計算	法定償却方法
定額法	取得価額×耐用年数表の定額法償却率	個人事業主 法人の建物・無形固定資産
定率法	未償却額×耐用年数表の定額法償却率	法人（建物・無形固定資産を除く）

中古資産の耐用年数は（法定耐用年数－経過年数）＋経過年数×0.2 となります（2年に満たない場合は2年とします）。

平成25年1月以降に支払う給与・報酬等から、源泉所得税の金額が変更されています。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます。

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。